# NEWSLETTER

**October 2026 - Vol.67**

## CHEMCURRENT's お知らせ

㈱ケムカレントでは、「化評法 – 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1：1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3ヵ国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
  - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
  - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
  - 物質別の登録戦略策定
  - 物質別登録時の予想費用を算出
  - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
  - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
  - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

**※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。**

- **Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択**
- **その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択**

**Tel** +82-2-2069-2300 (代表電話)
**E-mail** chem@chemcurrent.net

# 目次


**化評法(K-REACH) ..... 3**

**法律の動向 - 改正・予告(案)など ..... 3**

**[国立環境科学院公告第2026-103号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正案 ..... 3**

**[化学物質安全院公告第2026-104号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」 ..... 4**

**[化学物質安全院公告第2026-105号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正案行政予告 ... 5**

**国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど ..... 6**

**「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則第27条の3第3項に基づく適正性検討の通知結果の確認要請 ..... 6**

**制限物質の指定に関する産業界向け意見交換会の開催案内 ..... 7**

**[第2段階]登録・申告情報の公開及び資料保護の特例要請に関する案内 ..... 8**

**化学製品安全法(K-BPR) ..... 9**

**法律の動向 - 改正・予告(案)など ..... 9**

**国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど ..... 10**

**産業安全保健法(ISHA) ..... 11**

**法律の動向 - 改正・予告(案)など ..... 11**

**国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど ..... 12**

**その他の法規 - 国内動向など ..... 13**

**[化学物質安全院告示第2026-19号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」一部改正 ..... 13**

**[気候エネルギー環境部告示第2026-258号]「有害化学物質取扱施設の外壁から保護対象までの安全距離に関する告示」の一部改正告示 ..... 13**

**[雇用労働部公告第2026-475号] 2026年上半期の重大産業災害の発生事実の公表 ..... 14**



**Tel** +82-2-2069-2300 (代表電話)

**E-mail** chem@chemcurrent.net

# 化評法(K-REACH)

## 法律の動向 - 改正･予告(案)など

### [国立環境科学院公告第2026-103号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正案

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により「化学物質の有害性審査結果」を告示することにあたり、国民に予め知らせ、意見を収れんしたく、その趣旨、改正の理由及び主な内容を「行政手続法」第46条に従い公告します。

**改正理由**

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」に基づき、登録･評価が完了した化学物質について、当該化学物質の名称、有害性、人体等有害性物質の該当有無、分類及び表示等を公開することが規定されているため、告示を推進する。

**主な内容**

イ. 有害性審査･有害性評価結果の公開
- 有害性審査結果：［別表1］第1号（新規化学物質）：2026年3月～5月の期間中の審査完了物質46種を新設
- 有害性評価結果：［別表2］有害憂慮物質の評価結果1種を新設

ロ. 変更登録等による追加の有害性資料の確保等に伴う有害性審査結果の改正63種。
- [別表1]第1号（新規化学物質）有害性情報の確保による改正30種
- ［別表1］第2号（既存化学物質）分類及び表示の改正、人体等有害性物質の固有番号の反映等の改正33種（誤記訂正：固有番号2023-418、2025-608を含む）

ハ. 有害性審査･有害性評価が完了した化学物質の名称(CAS No.)、人体等有害性物質の該非、主な有害性などを告示。

ニ. 意見提出

本告示改正案に対してご意見のある個人及び機関、団体(協会)は2026年11月4日までに次の事項を記載した意見書を化学物質安全院長(化学物質登録評価チーム、電話032-560-8690、FAX 032-568-2038)までに提出して下さい。

1.予告事項に対する項目別意見(修正可否とその理由)

2.お名前(団体の場合は、団体名と代表者名)、住所及び電話番号

**参考資料**

化学物質安全院(https://nics.mcee.go.kr/main.do) お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、登録日2026.10.14.

## [化学物質安全院公告第2026-104号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」

「化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下、「化評法」という)」に基づき「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質有毒物質指定告示」を告示するにあたり、その主な内容を国民に広く知らせ、これに対する意見を収れんするために「行政手続法」第46条の規定により公告する。

**改正理由**

「化評法」に基づき、有害性審査が完了した物質のうち、有害性の高い物質を「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質（以下「人体等有害性物質」という）」として指定するとともに、既に公開されている人体等有害性物質について、新たに確保された追加資料を告示に反映する。

**主な内容**

イ. 化評法第18条により登録が完了した化学物質に対し、有害性審査を行った結果、「人体等有害性物質の指定基準(化評法施行令別表1)」に該当する物質を65種新設。

- (人体急性有害性物質、令別表1の1号) 固有番号 2026-1-1393~2026-1-1420, 2026-1-1451~2026-1-1457
  1) 固有番号 2026-1-1451の場合、令別表1の2号(人体慢性有害性物質)にも該当
  2) 固有番号 2026-1-1452~2026-1-1456の場合、令別表1の3号(生態有害性物質)にも該当
  3) 固有番号 2026-1-1457の場合、令別表1の2号(人体慢性有害性物質)及び令別表1の3号(生態有害性物質)にも該当
- (人体慢性有害性物質、令別表1の2号)固有番号2026-1-1421~2026-1-1432
- (人体慢性有害性物質、令別表1の3号)固有番号2026-1-1433~2026-1-1450

※ 詳細な結果は「化学物質の有害性審査結果」告示を参照

ロ. 既に公開された人体等有害性物質のうち、追加資料の確保等に伴う改正3種（固有番号2018-1-822欄のCAS No.訂正を含む）

ハ. 新たに指定された人体など有害性物物質を取扱う者には、化学物質管理法による義務事項履行のための経過措置(附則)を付与

ニ. 意見提出：

本告示改正案に対してご意見のある個人及び機関、団体(協会)は2026年11月5日までに次の事項を記載した意見書を化学物質安全院長(化学物質登録評価チーム、電話032-560-8667、FAX 032-568-2038)までに提出して下さい。

- 予告事項に対する項目別意見(修正可否とその理由)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号

**参考資料**

化学物質安全院(https://nics.mcee.go.kr/main.do) お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、登録日2026.10.16.

## [化学物質安全院公告第2026-105号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正案行政予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下、「化評法」という)」に基づき、「化学物質の分類及び表示等に関する規定」を告示するにあたり、その主な内容を国民に広く知らせ、これに対する意見を収れんするために「行政手続法」第46条の規定により公告する。

**改正理由**

「化評法」に基づき、有害性審査結果「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質」（以下「人体等有害性物質」という）の指定基準に該当し、新規指定予定の化学物質の分類及び表示事項を告示するとともに、既に公開されている人体等有害性物質のうち、追加資料が確保されたため、告示に反映する。

**主な内容**

イ. 化評法第18条により登録が完了した化学物質に対し、有害性審査を行った結果、「人体等有害性物質の指定基準(化評法施行令別表1)」に該当する化学物質の分類及び表示事項を新設する。
- 別表4のイ.(人体等有害性物質)の新設65種

ロ. 追加資料確保などによる別表4のイ.(人体等有害性物質)の化学物質名称、有害性分類などの改正12種
- CAS No.訂正1種(固有番号2018-1-822)及び UN No.訂正3種(固有番号2026-1-1363, 2026-1-1379, 2026-1-1380)を含む。

ハ. 本規定の施行により、有害化学物質に関する表示をしなければならない者は、化学物質管理法による義務事項(化学物質管理法第16条による表示)を履行するための期限を提供するために、経過措置を規定(附則)

ニ. 意見提出
本告示改正案に対してご意見のある個人及び機関、団体(協会)は2026年11月5日までに次の事項を記載した意見書を化学物質安全院長(化学物質登録評価チーム、電話032-560-8667、FAX 032-568-2038)までに提出して下さい。
- 予告事項に対する項目別意見(修正可否とその理由)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号

**参考資料**

化学物質安全院(https://nics.mcee.go.kr/main.do) お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、登録日2026.10.16.

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

### 「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則第27条の3第3項に基づく適正性検討の通知結果の確認要請

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」（以下「化評法」という）施行規則第27条の3第3項に基づき、公団は化評法第19条の3第1項に規定する適正性検討の結果を申告者に通知する必要があるため、化学物質情報処理システムに登録された申告事業者の代表者及び申請者（同法第38条に基づき選任された者を含む）のメールアドレス宛てに、申告案件の適正性検討結果について確認を要請した。

1.適正性検討とは、

国内外の関連する審査・評価・試験等のReference Database（以下「R-DB」という）の結果を調査し、企業が申告した化学物質の有害性分類及び表示を確認。

2.適正性検討の通知対象

- 2025年8月7日以降に受け付け、2025年10月31日までに承認が完了した新規化学物質の申告案件のうち、申告した有害性分類表示と適正性検討による有害性分類表示が異なる申告案件（資料保護を除く）

※企業が申告した有害性分類表示の方が高い場合は、通知対象から除外

3.適正性検討結果の確認

- 化学物質情報処理システム(https://kreach.mcee.go.kr) 画面右上の「化学物質情報公開」からCAS No.又は物質名を入力して検索

※適正性検討は公開されているR-DBに基づいて調査を行うため、企業が保有する有料情報等との差異が生じる場合がある。

4.変更申告などの後続措置

-適正性検討結果と一致しないすべての項目について変更申告を勧告するものではなく、新規化学物質の申告時に提出した化学物質の分類及び表示が「化学物質の有害性審査結果（化学物質安全院告示）」と異なる場合に限り、変更申告を勧告*する。

*変更申告を勧告する申告案件については、受付番号をメール本文に記載。

※化評法第12条第3項第3号及び同法施行規則第11条の2第1項第3号イに基づき、化学物質の特性又は有害性に関する新たな情報が確認され、当該化学物質の分類及び表示が変更された場合、新規化学物質の製造・輸入を申告した者は、変更申告を行わなければならない。

5.お問い合わせ: 韓国環境公団 化学政策支援部(032-590-5562)

**参考資料**

化学物質情報処理システム(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_DVSN=ALL)

お知らせ、掲示番号460、登録日2026.10.21.

## 制限物質の指定に関する産業界向け意見交換会の開催案内

- 開催日時：2026年11月9日(月)
- 場所：ソウル SAMKYUNG教育センター 7階
  - 具体的な時間については、申込締切後、申込者に個別通知
  - 申込者が少ない場合は、オンライン開催への変更の可能性あり
- 制限候補物質及び検討内容

| 候補物質 | 制限内容(案) |
|---|---|
| 2-(2-Methoxyethoxy)ethanol (CAS No. 111-77-3) | 制限用途：光沢コーティング剤、特殊目的コーティング剤<br>含有量基準：0.1%以上 |
| Chloroform (CAS No.67-66-3) | 制限用途：洗浄剤<br>含有量基準：0.1%以上 |
| 1,4-Dichlorobenzene (CAS No.106-46-7) | 制限用途：脱臭剤<br>含有量基準：1%以上 |

- 参加対象：制限候補物質の取扱事業者、利害関係者及び専門家等
- 申請方法及び期限：
  - 申請方法：以下のいずれかの方法を選択して申請
    ① アンケートを通じた申請書の作成及び提出（申請リンク：https://naver.me/xJcdM7bX)
    ②「添付 1」の申請書作成及びメール提出(jhsohn@to21.co.kr)
  - 申請期限：2026年11月4日(水) 24:00まで
- 申請お問合せ：株式会社TO21 危害性研究チーム 02-6005-1225

**参考資料**

産業界支援センター(https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do)
お知らせ、登録日2026.10.26.

## [第2段階]登録・申告情報の公開及び資料保護の特例要請に関する案内

1.情報公開対象

- 化評法第42条第1項第1号に基づき公開される化学物質（2025年8月7日以前の登録・申告資料）のうち、登録対象既存化学物質（環境部告示第2015-92号）を除く、登録・申告された化学物質

2.情報公開範囲

［登録］化評法施行規則第51条第2項第1号イ～ト
［申告］化評法施行規則第51条第3項第2号

3.資料保護要請の範囲

［登録］化評法施行令第30条第2項第7号イ～ヘ
［申告］化評法施行令第30条第2項第7号イ～ロ

4.手続き

化学物質情報処理システムを通じて、化評法施行規則[別紙様式第37号]及び証明資料、添付資料等を提出

5.方法

資料保護特例に関するチェックリストによる自己点検後、資料保護要請書及び営業秘密立証資料などを提出

6.資料保護要請書の提出期限

2026年10月28日~2027年4月27日(6か月)

7.お問い合わせ

［登録］化学物質安全院 化学物質登録評価チーム(032-560-8693, 8694)
［申告］韓国環境公団 化学政策支援部(032-590-5565~5567, 5569, 5562~5563)

*詳細は添付ファイルをご参照ください。

**参考資料**

化学物質情報処理システム(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_DVSN=ALL)
お知らせ、掲示番号462、登録日2026.10.28.

※添付ファイル「資料保護特例要請に関する案内文_第2段階.pdf」を参照

# 化学製品安全法(K-BPR)

## 法律の動向 - 改正·予告(案)など

※ 10月化学製品安全法-法律動向に関する内容はありません。

## 国内動向 - 支援事業·移行ガイドなど

※ 10月化学製品安全法-国内動向に関する内容はありません。

# 産業安全保健法(ISHA)

## 法律の動向 - 改正·予告(案)など

※ 10月産業安全保健法-法律動向に関する内容はありません。

## 国内動向 - 支援事業·移行ガイドなど

※ 10月産業安全保健法-国内動向に関する内容はありません。

## その他の法規 - 国内動向など

### 化学物質管理法

#### [化学物質安全院告示第2026-19号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」一部改正

**改正理由**

「化学物質管理法」第23条及び同法施行規則第19条に基づく「化学事故予防管理計画書の作成等に関する規定」について、事業場内の火災・爆発に備え、禁水性物質の外部搬出計画及び防爆区域の管理等を内部緊急対応計画に追加するよう改正

**主な内容**

イ.（事故対応及び応急措置） 事業場内で火災・爆発事故が発生した際、消防用水の流入による二次事故を防止するための記載項目を新設。

- 従来の5項目から7項目に拡大し、詳細内容を追加（第29条）

①(禁水性物質の管理) 禁水性物質の外部搬出計画を含む

②(防爆区域の管理) 火災・爆発区域*内の緊急事態に備えた応急措置

他法令との重複規制防止のため、「産業安全保健法」で規定している爆発危険場所に準拠。

③(初期消火対応) 火災・爆発発生時の初期消火対応策

④(火災拡大時の情報共有) 火災によるガス拡散時の情報共有方法

ロ. 別紙書式番号の誤記を現行化

- 従来の別紙第13号書式「事故シナリオ別施設頻度」→ 別紙第14号書式「事故シナリオ別施設頻度」

**参考資料**

電子官報(https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do)登録日 2026.10.01.

#### [気候エネルギー環境部告示第2026-258号]「有害化学物質取扱施設の外壁から保護対象までの安全距離に関する告示」の一部改正告示

**改正理由**

「化学物質管理法」の改正（2025年8月7日）に伴う有害化学物質の法的定義の見直しを下位告示に反映するとともに、「化学物質の分類及び表示等に関する規定」の所管機関の移管（2024年4月30日、国立環境科学院→化学物質安全院）に伴い、引用機関の名称を修正するなど、現行制度の運用上明らかになった一部の不備を補完するためである。

**主な内容**

イ. 有害化学物質の定義の現行化(案第2条第1号)

「化学物質管理法」の改正(2025年8月7日)趣旨に沿って、有害化学物質の定義を「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質、事故対備物質」に修正

ロ. 引用告示の所管機関の名称及び表記上の誤りの修正（案別表1）
「化学物質の分類及び表示等に関する規定」の所管機関の移管（2024年4月30日）に伴い、告示内の引用機関名を従来の「国立環境科学院」から「化学物質安全院」に変更
低温貯蔵タンクに関する数式及び物質名における不要な上付き文字を削除

ハ. 再検討期限の基準時点の現行化（案第6条）
再検討期限の到来に伴い、基準時点を2027年1月1日に現行化

**参考資料**

電子官報(https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do)登録日 2026.10.13.

## 重大災害処罰法

### ［雇用労働部公告第2026-475号］2026年上半期の重大産業災害の発生事実の公表

**主な内容**

「重大災害の処罰等に関する法律」第13条及び同法施行令第12条に基づき、重大産業災害の発生事実を公表

- 過去5年間に発生した計37件の重大産業災害に関する情報を公開。
- 主な公開情報：事業場名、発生日時、災害の内容及び原因等

**参考資料**

雇用労働部（https://www.moel.go.kr/news/notice/noticeView.do?bbs_seq=20261000431), 登録日 2026.10.12.

# 登録・申告情報の公開および資料保護特例要請のご案内

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」(以下、化評法)に基づく登録・申告情報公開制度の拡大施行(2025年8月7日)に伴い、登録・申告申請者が提出した化学物質の登録・申告情報のうち、公開対象(以下の公開範囲に該当する一部)情報が公開されます。これに伴い、登録・申告の申請者におかれましては、公開対象情報に営業秘密や個人情報等、保護が必要な情報が含まれていないかご確認ください。確認の結果、保護が必要な情報が含まれている場合は、関連規定に基づき、証明資料を添付して資料保護を要請することができますので、以下の情報公開の範囲及び資料保護の要請手続きをご参照ください。

## 1. 情報公開の対象及び範囲の拡大内容

- **公開対象**

  化評法第42条第1項第1号に基づき公開される化学物質(2025年8月7日以前の登録・申告資料)のうち、登録対象既存化学物質(環境部告示第2015-92号)を除く、登録・申告された化学物質

  ※ 登録対象既存化学物質に関する公開及び資料保護の要請については、別途案内済み(2026.9.15.[第1段階]登録情報の公開及び資料保護の特例要請に関する案内」を参照)

- **情報公開の範囲**

  [登録] 化評法施行規則第51条第2項第1号イ～ト

  イ. 化学物質の名称及び固有番号

  ロ. 用途分類体系に基づく用途

  ハ. 化学物質の分類及び表示

  ニ. 登録形態(年間製造・輸入量の範囲、登録申請時の提出資料の省略の有無等をいう)

  ホ. 物理的・化学的特性に関する概要資料

  ヘ. 有害性に関する概要資料

  ト. 取扱上の注意事項等、安全使用に関する内容

  [申告] 化評法施行規則第51条第3項第2号

  法第10条第4項に基づき申告された化学物質(法第12条に基づき変更申告された場合を含む)に関する第2項第1号イからハまでの規定に基づく情報。この場合、第2項第1号ハの情報は、その作成理由を含む。

  ※ 施行規則第51条第2項第1号イ～ハ

  イ. 化学物質の名称及び固有番号

  ロ. 用途分類体系に基づく用途

  ハ. 化学物質の分類及び表示

- **確認事項**

  公開対象情報に営業秘密又は個人情報等、保護が必要な情報が含まれているか否か

## 2. 資料保護要請の手続き及び方法

- **対象**

  「資料保護要請書の作成方法及び保護資料の管理方法等に関する規定」(以下「資料保護規定」という)第11条の2(資料保護要請の特例)に基づく拡大された公開情報

- **資料保護要請範囲**

  [登録] 化評法施行令第30条第2項第7号イ～ヘ

  イ. 化学物質の商用名称または製品等の名称

  ロ. 化学物質または製品の用途(用途分類体系に基づく用途分類を含む)

  ハ. 製品の取扱い上の注意事項や廃棄方法等、安全使用に関する資料

  ニ. 有害性に関する要約資料(ただし、第5号の試験方法および結果に関する資料を除く)

  ホ. 危害性に関する要約資料(ただし、第6号の人の健康および環境に対する無影響レベルを除く)

  ヘ. 化学物質の登録形態に関する資料(年間製造・輸入量の範囲、登録申請時の提出資料の省略有無等)

  [申告] 化評法施行令第30条第2項第7号イ～ロ

  イ. 化学物質の商用名称または製品等の名称

  ロ. 化学物質または製品の用途(用途分類体系に基づく用途分類を含む)

- **手続き**

  化学物質情報処理システムを通じて、化評法施行規則[別紙様式第37号]及び証明資料、添付資料等を提出

  ※［登録］営業秘密に該当しないなど、資料保護要請の対象ではないものの、上記の公開情報に「個人情報保護法」に基づく個人情報(氏名、住民登録番号等)に該当し、その保護を要請する場合は、メール(登録：shj6826@korea.kr)に公文書を送付。(個人情報保護を申請する事業者の情報(登録事業者名等)、登録番号、保護要請の詳細(対象情報及びその箇所)及び理由を含む)

- **方法**

  資料保護特例に関するチェックリストによる自己点検後、資料保護要請書及び営業秘密立証資料などを提出

- **お問い合わせ**

  [登録] 化学物質安全院 化学物質登録評価チーム(032-560-8693, 8694)

  [申告] 韓国環境公団 化学政策支援部(032-590-5565~5567, 5569, 5562~5563)

## 3. 資料保護要請書の提出期限

- 2026年10月28日~2027年4月27日(6か月)

  ※資料保護要請期限内に提出された案件に限り、期限内に提出されなかった案件については、情報を公開する予定。